

意見書第1号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

過疎対策は、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境整備や産業振興等、一定の成果を上げてきた。

しかし、若者流出による人口減少や急速な高齢化の進行、森林管理の放置による荒廃や度重なる豪雨・地震等による自然災害、担い手不足や耕作放棄地の増加による基幹産業である農林水産業の停滞、公共交通の縮小や医師不足など、依然として多くの集落が極めて深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、国土の大半を占め、四季折々の美しく豊かな自然や悠久の歴史・文化を有する日本国民の心の故郷であり、都市生活者に対し水・食糧・エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、災害の防止、森林による地球温暖化防止など、多面的公益的機能を担っており、これら国民への恩恵は、過疎地域住民によって支えられてきた。特に、延岡市は広大な森林面積や豊かな海洋を擁した貴重な資源の宝庫であり、その果たすべき役割は大きい。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末を以て失効するが、過疎地域が果たしてきた多面的公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対し、総合的かつ積極的な支援を行うとともに、地域住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

国においては、地方の実態に即した地域の指定を含め、失効する同法にかわる新たな法律を制定し、過疎地域に対する総合的政策の充実強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月5日

延岡市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長